

事前審査・許可申請時に必要な書類等について（旅館業）

正本及び副本を提出ください。 手数料：22,000円（※許可申請の時のみ）

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

●：該当する場合のみ提出してください。

番号	項目	必要書類	備考	事前 審査	許可 申請
1-1	審査願	事前審査願（☆）	※1	<input type="checkbox"/>	不要
1-2	申請書	営業許可申請書（☆）	※1	不要	<input type="checkbox"/>
2	構造設備	構造設備等の概要（☆）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	図面	旅館の敷地から200m以内の地域の見取図	※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4		施設配置図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5		立面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		各階平面図	※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7		求積図及び計算式	※4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8		● <u>階層式の寝台を有する場合は、その断面図及び平面図</u>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	設備	暖房、冷房又は換気の装置を有する場合は、その構造及び仕様の概要書並びにその設置場所を明示した図面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10		照明設備の仕様及び設置箇所を明示した図面		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11		給排水の経路図及び給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合は、その給排水経路の縦断面経路図又は系統図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12		● <u>共同入浴設備を有する場合は、脱衣場及び浴室等の詳細が分かる平面図、その給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面及びボイラー、ろ過器、消毒設備、貯湯槽、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小水粒を発生させる設備を有する場合はその構造及び仕様が分かるもの</u>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	玄関帳場	玄関帳場の構造に係る図面又は玄関帳場に代替する設備の機能等に係る書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		● <u>玄関帳場に代替する設備を設ける場合は、営業開始後に、近隣住民から苦情等があった場合に、誠実に対応する旨を記載した誓約書（☆）</u>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	掲示物等	● <u>施設内に玄関帳場を設けない場合又は民泊の場合は、施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札</u>	※5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16		● <u>民泊の場合は、宿泊者に対して行う事前説明の内容及び方法が確認できる書類</u>	※5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	営業の権原について	● <u>民泊の場合は、申請者が申請施設において旅館業を営む権原を有していることが確認できる書類</u> □(1) 申請者が所有権を有する場合 ア 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可） □(2) 申請者が所有権者でない場合 ア 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）	※5 ※6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		イ 申請者が当該施設を使用することが可能であることを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ウ 申請者が当該施設を使用して、旅館業の許可を受けての行為を行うことを所有者が承諾していることが確認できる書類（承諾書等） □(3) 旅館業等を営もうとする施設に係る建物全体が区分所有されている場合（分譲マンション等） ア 建物全体の管理規約等で当該建物において旅館業の許可を受けての行為を行うことが禁止されていないことが確認できる書類			
18	申請者	●申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19		旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）		不要	<input type="checkbox"/>
20	他法令関係	●新築建物の場合は、建築基準法に規定する検査済証の写し、若しくは用途変更手続きを伴う場合は、工事完了届を提出したことがわかる書類	※7	不要	<input type="checkbox"/>
21		消防法令適合通知書の写し	※7	不要	<input type="checkbox"/>
22	計画公開	標識及び計画公開結果報告書（☆）	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ※1 施設の所在地は原則、住居表示で記入してください。
- ※2 縮尺、方位並びに法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載したものを提出してください。
- ※3 平面図には寝台の配置が分かるように記載してください。
- ※4 客室床面積は、内のり（壁、柱の内側から測った長さ）で算出してください。
- ※5 「民泊」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊させる施設をいいます。（住宅宿泊事業法でいう、いわゆる「民泊」とは異なります。）
- ※6 17（3）に該当する場合は、17（1）又は（2）の必要書類に加えて17（3）アの書類の提出が必要です。
- ※7 20及び21の書類を許可申請時に提出できない場合は、後日提出する旨等を記載した誓約書（様式の定めはありません）を提出してください。※許可申請の時のみ
- ※8 標識は、新築の場合は「様式1」、新築でない又は外観に変更がない場合は「様式2」を使用してください。標識の設置期間は、事前審査願を提出する日の20日以上前から、審査済書の交付を受ける間までです。

（☆）の印がある書類は所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。それ以外の書類については、様式は任意です。
 広島市ホームページ：[旅館業の手続きや管理について](#)>申請届出等様式一覧